

## 広場インクルーシブ遊具等設置工事 公募型プロポーザル 発注者の要求事項

## 1 工事内容

- (1) 木陰遊具ゾーンのトータルコーディネート
- (2) インクルーシブ遊具等の実施設計（詳細図面の作成、構造計算含む）
- (3) インクルーシブ遊具等の製作設置工事
- (4) 安全施設の設置工事
- (5) 遊具設置に伴う基盤工事
- (6) 使用上の注意看板等の設置工事
- (7) 植栽の設置工事（木陰遊具ゾーン、エントランス広場）
  - ※ 基礎工事、運搬費用を含む。
  - ※ 提案に係る建築確認申請等手続きの一切の費用を含む。
  - ※ 予算上限額の範囲内で実施可能な提案があれば、積極的な追加提案を求める。

## 2 要求事項

- (1) 予算上限額  
38,540,000 円（取引に係る消費税及び地方消費税相当額を含む）
- (2) 施工箇所  
笠間中央公園 ※「参考資料1 位置図」を参照
- (3) 敷地面積  
木陰遊具ゾーン 約 1,500m<sup>2</sup>  
エントランス広場 約 500m<sup>2</sup> ※「参考資料2 平面図」を参照
- (4) コンセプト  
世代や身体能力に関わらず、すべての子どもたちが利用し楽しめるインクルーシブ遊具とすることを前提とし、既存遊具との一体性を持つ一方で、既存遊具で不足している遊びを提供することとする。  
また、当公園に不足している樹木を一緒に整備することで、木陰のある遊び場を提供するとともに、当公園のシンボルとなる樹木の整備により、利用者が愛着の湧く公園とする。
- (5) 対象年齢  
すべての世代の子どもが楽しめる遊具とする。
- (6) 施設等
  - ①インクルーシブ遊具  
提案にあたっては、下記の遊具を各1つ以上設置すること。また、予算上限額の範囲内で実施可能な提案があれば、積極的な追加提案を求める。
    - ア 車いすに乗ったまま遊べる揺動系遊具もしくは回転動系遊具
      - ※ 揺動系・・・遊具の一部が上下・前後・左右に揺動する動きで遊ぶ
      - ※ 回転動系・・・遊具の水平方向に回転する動きで遊ぶ
    - イ 体が不自由な子どもも遊べる跳躍系遊具
      - ※ 遊具の反発力を利用し、子ども自身の飛び跳ねる動きで遊ぶ

## ②植栽

ア 木陰遊具ゾーンは、木陰が作れる樹種・配置とするとともに、季節感を味わうことができる樹種とすること。 10本程度

イ エントランス広場は、公園のシンボルとなるような樹種とすること。 1本程度

※ 公園に適さない樹種（虫がつきやすい、異臭を発するなど）を避けること。

※ 参考例：木陰遊具ゾーン イチョウ、トウカエデ

エントランス広場 ドイツトウヒ

※ 受注者は、植栽保険の付保証明書を提出し、樹木等が工事完了引き渡し後1年以内に、植栽した時の状態で枯死または形姿不良となった場合には、当初植栽した樹木等と同等またはそれ以上の規格のものに植え替えること。ただし、天災により流出、折損、倒木した場合はこの限りでない。なお、形姿不良とは、枯枝が樹冠部の概ね2/3以上となった場合、または通直な主幹が枯れた場合をいい、確実に同様の状態と想定されるものを含む。

## (7) 供用開始時期

①植栽 令和6年4月下旬

②インクルーシブ遊具 令和6年7月下旬

※多くの利用者が集まる公園であることに考慮し、段階的に供用開始すること。

## (8) 配慮事項

- ・世代や身体能力に関わらず、すべての子どもたちが利用し楽しめるような遊具とすること。
- ・既存遊具エリアとの一体性を持った遊具とすること。
- ・既存遊具で不足している遊びを提供する遊具とすること。
- ・独創性があり、多様な遊びの提供ができるような遊具とすること。
- ・各遊具のわかりやすい位置に対象年齢を示すシールを貼り付けること。
- ・遊具は「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂第2版）」（平成26年6月国土交通省）および「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（別編：子どもが利用する可能性のある健康器具系施設）平成26年6月国土交通省」に基づき、「遊具の安全に関する基準（JPFA-SP-S：2024）※令和6年4月1日適用開始」（（一社）日本公園施設業協会）又は同等の基準を満たすこと。
- ・遊具周辺の地面には、ゴムチップ、人工芝、セーフティマット等必要な安全施設かつ車いす・ベビーカー等でも円滑に移動できるようにすること。
- ・遊具等の材質は、腐食しにくく、耐久性に優れていること。
- ・維持管理がしやすいよう、部材の交換、修繕が容易な構造であること。また、交換部品の調達が容易であること。
- ・各遊具の遊び方、対象年齢、注意事項などを記載した案内板を適切に配置すること。

## 3 提案を求める範囲

### (1) 目的物のデザイン・構造形式・機能

「2 要求事項」を満たした上で、目的物のレイアウトを含むデザイン（完成予想図）、構造形式、機能についての提案を求める。

### (2) 維持管理を容易・経済的にするための工夫

各使用材料別に検討するとともに、目的物全体としての維持管理を低減できる対策の提案を求める。また、参考資料として、完成後15年間にかかる維持管理費用の説明資料（任意様式）を提出すること。

#### 4 施工に関する事項

- (1) 工期 契約締結日の翌日から令和6年7月19日(金)
- (2) 施工時間帯 8時30分から17時(土日祝日を除く)
- (3) 搬入道路は、本公園南側の一般県道平友部停車場線より、専用の道路(乗入幅は6.0m)を使用すること。
- (4) 受注者は「都市公園の遊具の安全確保に関する指針(改訂第2版)平成26年6月国土交通省」、「茨城県土木部・企業局土木工事共通仕様書(令和5年度版)」等に基づき設計及び工事を履行すること。
- (5) 受注者は、実施設計の詳細図面に明記してある材料について、監督員の承諾を得て速やかに手配を行い、工事の進捗に遅延のないようにすること。また、設置前に監督員による材料の検収を行うこと。
- (6) 工事完成写真作成の際は、工程毎に各段階(着手前、完成、施工状況、出来形管理、品質管理、その他)に整理し、工事の過程が容易に把握できるようにすること。
- (7) 土木工事施工管理基準に基づき、出来形管理図表・品質管理図表を作成すること。
- (8) 遊具等の品質確認検査(部材塗装前の溶接状況、塗装膜厚確認等)及び竣工時の社内検査(出来高確認)の状況写真を提出すること。
- (9) 基礎設置に伴い発生する残土は隣接する広場予定地に整形すること。
- (10) 構造上必要な地盤支持力について現地確認を行い、不足する場合は必要な措置を講ずること。
- (11) 工事区域は工事関係者以外の出入りがないうよう進入防止柵等で封鎖するとともに、工事車両の通行の際は交通誘導員を配置する等安全対策を行うこと。また、他の公園利用者の妨げにならない様にする。
- (12) 工事に伴い、既設の公園施設等を破損した場合は、受注者により補修等を行うこと。

#### 5 参考資料

参考資料1 位置図

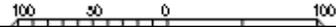
参考資料2 計画平面図

※参加表明書を提出した者には別途図面データ(CAD)を貸与する。

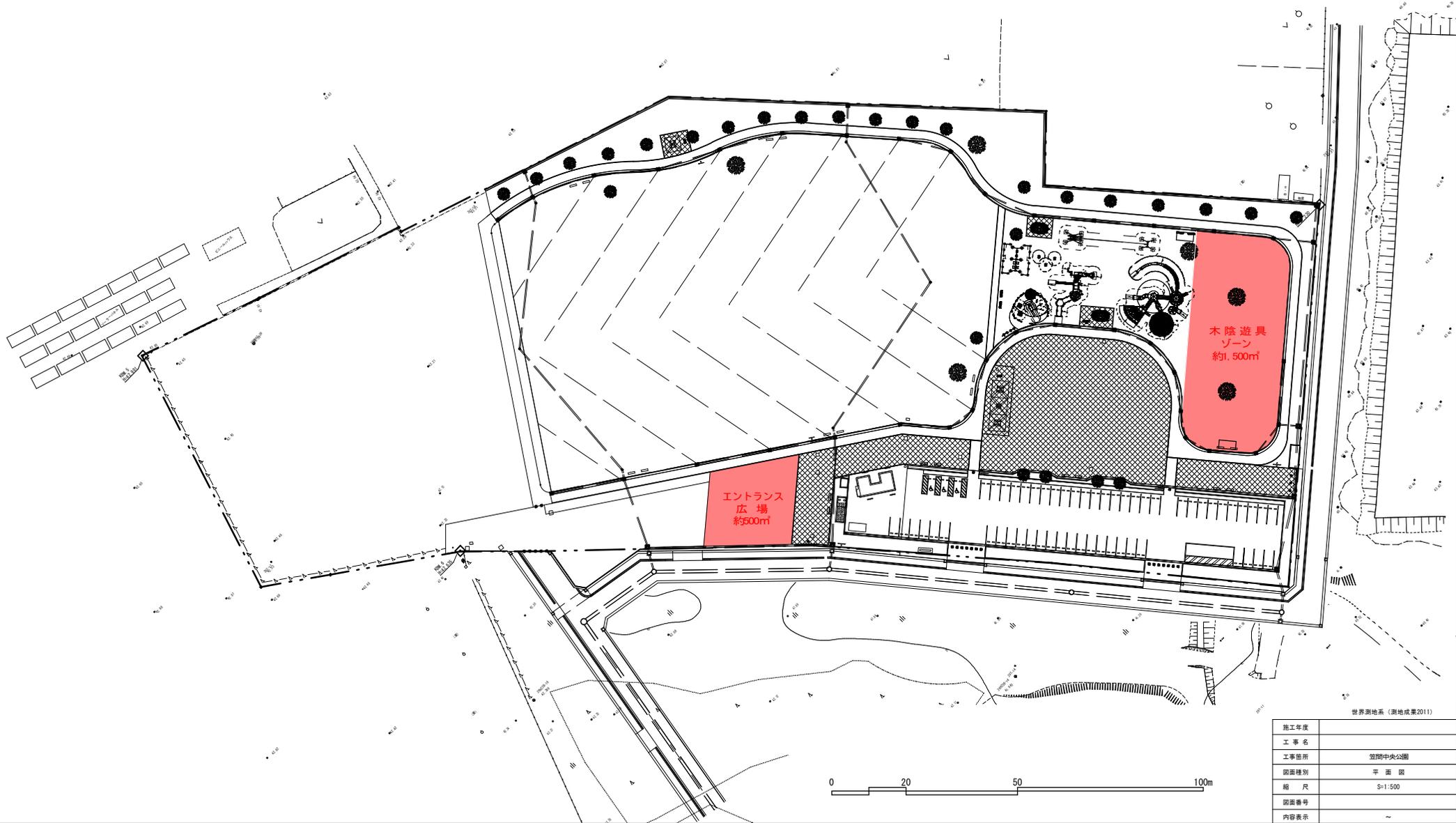
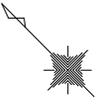
位置図



縮尺 1 : 5000



平面図  
S=1: 500



世界測地系 (測地成果2011)

施工年度	
工事名	
工事箇所	笠間中央公園
図面種別	平面図
縮尺	S=1: 500
図面番号	
内容表示	~